

Smart Data Platformサービス利用規約_IoT別冊 【現改比較表】 2026年3月25日現在	
--	--

~2026年3月24日	2026年3月25日~
-------------	-------------

第1章~第3章 (略)	第1章~第3章 (略)
別紙1 別紙2 (略)	別紙1 別紙2 (略)

Smart Data Platformサービス利用規約_IoT別冊 【現改比較表】 2026年3月25日現在

～2026年3月24日

2026年3月25日～

別紙3

2

(1)

A

(A) メニュー

大分類	中分類	小分類
拡張 機能	インターコネクト	アプリケーション接続 (ICGW)
	デバイスアクセス	インターネット接続(ICGW)

別紙3

2

(1)

A

(A) メニュー

表内に以下のメニューを追加

大分類	中分類	小分類
コア 機能	アクセスメニュー	Advanced
拡張 機能	インターコネクト	アプリケーション接続 (ICGW) (Value 専用) アプリケーション接続 (ICGW)(Advanced 専用)
		インターネット接続(ICGW)_ (Value 専用) インターネット接続 (ICGW)(Advanced 専用)
	コンピュータ(MEC IaaS)	二

Smart Data Platformサービス利用規約_IoT別冊 【現改比較表】 2026年3月25日現在

～2026年3月24日

2026年3月25日～

		接続アプ リケーシ ョン	対応 XaaS	アプレットコンソール																							
(B) 用語の定義	(B) 用語の定義 以下の用語を追加 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 サービス分界点</td> <td>(1) docomo business SIGNと、docomo business SIGN以外の社、当社以外に関わらないとの接続点のこと。なお、Advancedビジネスとなります。 (2) インターネット接続点 (docomo business SIGNとインターネット。以下、同じとします。)</td> </tr> <tr> <td>2 提供事業者</td> <td>アクセスメニューAdvancedの提供元である株式会社NTTドコモをいいます。</td> </tr> <tr> <td>4 アクセス別契約型</td> <td>docomo business SIGNに係らない契約に基づいて提供する分界点を介してdocomo business SIGNを利用する利用形態</td> </tr> <tr> <td>8 コンピュート (MEC IaaS)</td> <td>当社が提供するサーバ、ストレージ、ネットワーク等のコンピュー</td> </tr> <tr> <td>9 SIMグループ</td> <td>MECダイレクト接続サービスにおいて、接続拠点先を設定する回線の電話番号のグループ</td> </tr> <tr> <td>10 5Gサービス</td> <td>ドコモが別途定める「5Gサービス契約約款」で定義する5Gサ</td> </tr> <tr> <td>11 MECダイレクト</td> <td>契約者のコンピュート (MEC IaaS) が存在するソリューションテ SIMグループに属する電気通信回線間において、5G NSA回線 々通信できる機能及びそれに付帯又は関連する機能の総称</td> </tr> <tr> <td>12 MECダイレクト接続サービス</td> <td>契約者がMECダイレクトを利用するための、本サービスにお</td> </tr> <tr> <td>13 VGW</td> <td>MECダイレクト接続サービスを利用するために必要な仮想接</td> </tr> <tr> <td>14 契約者機器等</td> <td>docomo business SIGNに接続する契約者の機器</td> </tr> </tbody> </table>					用語	用語の意味	1 サービス分界点	(1) docomo business SIGNと、docomo business SIGN以外の社、当社以外に関わらないとの接続点のこと。なお、Advancedビジネスとなります。 (2) インターネット接続点 (docomo business SIGNとインターネット。以下、同じとします。)	2 提供事業者	アクセスメニューAdvancedの提供元である株式会社NTTドコモ をいいます。	4 アクセス別契約型	docomo business SIGNに係らない契約に基づいて提供する分界点を介してdocomo business SIGNを利用する利用形態	8 コンピュート (MEC IaaS)	当社が提供するサーバ、ストレージ、ネットワーク等のコンピュー	9 SIMグループ	MECダイレクト接続サービスにおいて、接続拠点先を設定する回線の電話番号のグループ	10 5Gサービス	ドコモが別途定める「5Gサービス契約約款」で定義する5Gサ	11 MECダイレクト	契約者のコンピュート (MEC IaaS) が存在するソリューションテ SIMグループに属する電気通信回線間において、5G NSA回線 々通信できる機能及びそれに付帯又は関連する機能の総称	12 MECダイレクト接続サービス	契約者がMECダイレクトを利用するための、本サービスにお	13 VGW	MECダイレクト接続サービスを利用するために必要な仮想接	14 契約者機器等	docomo business SIGNに接続する契約者の機器
用語	用語の意味																										
1 サービス分界点	(1) docomo business SIGNと、docomo business SIGN以外の社、当社以外に関わらないとの接続点のこと。なお、Advancedビジネスとなります。 (2) インターネット接続点 (docomo business SIGNとインターネット。以下、同じとします。)																										
2 提供事業者	アクセスメニューAdvancedの提供元である株式会社NTTドコモ をいいます。																										
4 アクセス別契約型	docomo business SIGNに係らない契約に基づいて提供する分界点を介してdocomo business SIGNを利用する利用形態																										
8 コンピュート (MEC IaaS)	当社が提供するサーバ、ストレージ、ネットワーク等のコンピュー																										
9 SIMグループ	MECダイレクト接続サービスにおいて、接続拠点先を設定する回線の電話番号のグループ																										
10 5Gサービス	ドコモが別途定める「5Gサービス契約約款」で定義する5Gサ																										
11 MECダイレクト	契約者のコンピュート (MEC IaaS) が存在するソリューションテ SIMグループに属する電気通信回線間において、5G NSA回線 々通信できる機能及びそれに付帯又は関連する機能の総称																										
12 MECダイレクト接続サービス	契約者がMECダイレクトを利用するための、本サービスにお																										
13 VGW	MECダイレクト接続サービスを利用するために必要な仮想接																										
14 契約者機器等	docomo business SIGNに接続する契約者の機器																										

Smart Data Platformサービス利用規約_IoT別冊 【現改比較表】 2026年3月25日現在

～2026年3月24日	2026年3月25日～
-------------	-------------

<p>(C) docomo business SIGNに係るもの</p> <p>a (以前の版で新版に対応する部分は不在。今回差し込み。)</p>	<p>(C) docomo business SIGNに係るもの</p> <p>a <u>メニュー等の責任範囲等</u></p> <p>(a) <u>当社は、アクセス一括提供型においてはアクセス回線の終端までを、アクセス別契約型においてはサービス分界点までを責任範囲として、docomo business SIGNを提供します。ただし、いずれの利用形態においても、当社機器等は当社の責任範囲とし、契約者機器等は当社の責任範囲外とします。</u></p> <p>(b) <u>当社は、次に掲げる区間において、docomo business SIGNを提供します。</u></p> <p>(i) <u>アクセス回線の終端相互間</u></p> <p>(ii) <u>アクセス回線の終端とサービス分界点との間(サービス分界点相互間(同一のサービス分界点に終始する場合があります。))</u></p>
<p>b (略)</p>	<p>b (略)</p>
<p>c 利用の制限</p> <p>(a)～(c) (略)</p>	<p>c 利用の制限</p> <p>(a)～(c) (略)</p>
<p>(d) 当社は、docomo business SIGNのインターネット接続通信について、共通編第32条(契約者の義務)の第1項第16号に定める行為を認知した場合には、利用の公平性を確保するため、当社のサービスサイト (https://sdpft.ntt.com) に定めるところにより、その通信を行うアクセス回線を検知し、そのアクセス回線の通信速度を制限します。</p>	<p>(d) 当社は、docomo business SIGNのインターネット接続通信について、共通編第32条(契約者の義務)の第1項第16号に定める行為を認知した場合には、利用の公平性を確保するため、当社のサービスサイト (https://sdpft.ntt.com) に定めるところにより、その通信を行うアクセス回線を検知し、そのアクセス回線の通信速度を制限します。<u>ただし、提供事業者の5Gサービス契約約款に定める5Gサービスは、同約款の定めに従うものとします。</u></p>
<p>(e) (略)</p>	<p>(e) (略)</p>

Smart Data Platformサービス利用規約_IoT別冊 【現改比較表】 2026年3月25日現在

～2026年3月24日

2026年3月25日～

d 免責

(a) 当社は、共通編第29条（免責）のほか、docomo business SIGNに係る設備その他の設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事において、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その責任を負いません。

d 免責

(a) 当社は、共通編第29条（免責）のほか、docomo business SIGNに係る設備その他の設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事において、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その責任を負いません。

(b) 当社は、提供事業者の都合による工事等により契約者に生じた費用又は損害については責任を負わないものとします。

(c) 当社の故意又は重大な過失による場合、(a)の定めを適用しないものとします。

e (略)

e (略)

Smart Data Platformサービス利用規約_IoT別冊 【現改比較表】 2026年3月25日現在

～2026年3月24日

2026年3月25日～

f 提供事業者のサービスに関する手続きの代行

- (a) 当社は、アクセス別契約型において、docomo business SIGNIに係る契約の申込者又は契約者が提供事業者に対して行うべきアクセス回線に関する手続き（提供事業者のサービスの利用に係る申込み、請求、届出、その他サービスの利用に係る事項の手続きとします）について、手続きの代行を行います。
- (b) 手続きの代行の依頼者たる申込者又は契約者は、当社が手続きの代行を行うにあたり、当該申込者又は契約者の氏名、名称又は住所若しくは居所その他当該手続きを特定するために必要な事項を当社から提供事業者に通知することについて、同意するものとします。
- (c) (a)及び(b)に定めるほか、当社が行う手続き代行の詳細については、当社のサービスサイト(<https://sdpft.ntt.com>)に定めるところによります。

g 契約者からの通知

契約者は、アクセス別契約型に係るアクセス回線について、次に定める異動があったときは、その内容について速やかに当社に通知していただきます。

- (a) 利用休止
- (b) 利用権の譲渡
- (c) 契約の解除
- (d) 地位の承継
- (e) 契約者の氏名、名称又は住所若しくは居所の変更

h アクセス別契約型におけるアクセス回線契約名義の扱い

- (a) 当社は、前項の定めに基づきアクセス別提供型において、docomo business SIGNIに係る契約の申込み又は共通編第13条（契約に基づく権利の譲渡）に定めるSDPFサービスに係る利用権の譲渡（その譲渡にdocomo business SIGNI利用権の譲渡を含む場合とします。）の承諾請求を受けた場合、提供事業者の5Gサービス契約約款に定める5Gサービスとして提供するアクセス回線の契約者名義人と、そのアクセス回線が接続するdocomo business SIGNIに係る契約名義人が同一でないとき、当社はその申込承諾又は譲渡承認を行いません。
- (b) 当社は、(a)の状態であると当社が認めた場合は、その状態の解消に必要な範囲において、そのdocomo business SIGNIに係る契約の全部又は一部を解除することがあります。

i (略)

i (略)

Smart Data Platformサービス利用規約_IoT別冊 【現改比較表】 2026年3月25日現在

～2026年3月24日

2026年3月25日～

(D)

a

(a)～(f) (略)

(D)

a

(a)～(f) (略)

Smart Data Platformサービス利用規約_IoT別冊 【現改比較表】 2026年3月25日現在

～2026年3月24日

2026年3月25日～

(g) 付加機能に係るもの
Value1においては、グローバル固定IPアドレス機能、マルチアクセスSIM機能は提供しません。

(h) 付加機能に係るもの
Value1においては、グローバル固定IPアドレス機能、マルチアクセスSIM機能は提供しません。

(i) Value1においては、IoT Connect Mobile Type Sが提供する付加機能に加え、以下のアプレットSIM機能を提供します。ただし、グローバル固定IPアドレス機能、マルチアクセスSIM機能は提供しません。

① アプレットSIM
管理アプレットとユーザアプレットを搭載可能なSIMを提供します。1の契約に対し、1のユーザアプレットを選択して利用するものとします。

② 管理アプレット
契約者が契約するアプレットコンソールと連携し、管理アプレット及びユーザアプレットの更新を行います。

③ ユーザアプレット
契約者はユーザアプレットとして、以下SIMアプレットから1つを選択し利用することができます。

・Telemetryアプレット

当社が提供する、端末とコマンドをやり取りすることにより取得した情報をアプレットコンソール、IoT Connect Gatewayまたは指定送信先に送信するSIMアプレット

・IoT SAFEアプレット

当社が提供する、端末とデータ送信先との認証を支援するSIMアプレットで、アプレットコンソールと連携し、SIM内にキーペアおよびクライアント証明書の保管を行うSIMアプレット

・持ち込みアプレット

契約者が独自に用意してインストールするSIMアプレット

(ii) アプレットSIM機能の提供条件等

① 当社は、契約者がSIMカードを発注する際に本機能の利用申込みをした場合に限り、本機能を提供します。

② 契約者は、本機能を利用するSIMカードにおいて、本機能のみを廃止することはできません。

③ 契約者は、対応XaaSにおいてアプレットコンソールの申込をしている場合に限り、本機能を利用できます。ただし、アプレットコンソール申込前であっても、アプレットSIMを開通した場合、アプレットSIM機能の利用料及びアプレットコンソール利用料の課金が始まります。

Smart Data Platformサービス利用規約_IoT別冊 【現改比較表】 2026年3月25日現在

～2026年3月24日

2026年3月25日～

- ④ [管理アプレット及びユーザアプレットの機能を提供するために必要な通信は、契約者のアクセス回線を利用するものとし、その通信量については当該アクセス回線のプランの容量から利用されます。](#)
- ⑤ [契約者は、当社が提供する SIM アプレットの利用にあたり、sim-applet.com 及び同サブドメインに FQDN での到達性を確保した上で利用するものとし、到達性の無い状況のまま利用し、SIM アプレットが動作しない場合について当社は責任を負いません。](#)
- ⑥ [当社は、本機能の動作要件を当社のサービスサイト \(<https://sdpf.ntt.com/>\) に掲載します。契約者は当該動作要件を確認の上ご利用いただくものとし、ただし、端末固有の実装により、契約者機器等にて期待する動作を実現できない場合もあるため、契約者にて動作検証の上利用するものとし、また、契約者機器等における本機能の動作について当社は保証しないものとし、](#)
- ⑦ [SIMアプレットの導入は契約者の責任の下、行われるものとし、](#)
- ⑧ [当社が提供するSIMアプレットについて、当社はバージョンを更新したもの\(以下、「更新版SIMアプレット」といいます。\)をアプレットコンソールに公開する場合がございます。このとき、当社の指定する方法により契約者に案内します。](#)
- ⑨ [契約者は、アプレットコンソールにおいて契約者自身で各アプレットSIMへの適用を設定することでSIMアプレットの更新が可能です。ただし、更新版SIMアプレットが契約者機器等で動作することおよび契約者機器等との適合性については、契約者自身で確認するものとし、また、SIMアプレットのバージョン更新時には契約者機器等の再起動等が必要な場合があります。](#)
- ⑩ [Telemetryアプレットで取得できるデータは、契約者機器等により異なります。また、環境等の影響を受け変動する場合があります。](#)
- ⑪ [IoT SAFEアプレットを利用する場合の証明書等の更新等の運用は契約者の責任で実施してください。](#)
- ⑫ [IoT SAFEによって認証を行う対象\(クラウド、契約者のシステム等\)の設定等については、契約者自身で実施・維持する必要があります。](#)

Smart Data Platformサービス利用規約_IoT別冊 【現改比較表】 2026年3月25日現在

<p>～2026年3月24日</p>	<p>2026年3月25日～</p>
	<p>⑬ 契約者は、IoT SAFEを用いるデバイスの設計、設定、検証、運用は自己の責任で実施するものとします。</p> <p>⑭ 契約者機器等の脆弱性対応(パッチ適用等)は、契約者自身の責任で実施するものとします。</p> <p>⑮ IoT SAFE Clientは、MariaDB plcの提唱するBusiness Source License 1.1の条件により提供いたします。具体的な提供条件については、別添1に定めるものとします。当社は、契約者が独自に用意される持ち込みアプレットの動作について責任を負いません。</p>
<p>(h)～(k) (略)</p>	<p>(h)～(k) (略)</p>

Smart Data Platformサービス利用規約_IoT別冊 【現改比較表】 2026年3月25日現在

～2026年3月24日

2026年3月25日～

b Advanced

Advancedは、docomo business SIGNを構成するアクセス回線の1つであり、ドコモが提供する5GサービスのSIMカードから、契約者のコンピュータ（MEC IaaS）に対して閉域接続にてデータ通信するMECダイレクトや、当社のその他のネットワークへの接続機能及び付加機能を提供するものです。

(a) Advancedの提供条件等

Advancedの提供条件等は、ドコモが別途定める「5Gサービス契約約款」の定義に準じます。

(b) MECダイレクト接続サービスの提供条件等

(i) MECダイレクト接続サービスの利用

- ・ MECダイレクト接続サービスの利用には、本別冊Bに定めるMECダイレクト接続の工事が必要です。
- ・ 当社は、MECダイレクト接続サービス契約ごとに、VGWとそれに紐づくSIMグループを払い出します。なお、1 SIMグループあたりに所属させることが可能な MEC ダイレクト回線数の上限は、当社のサービスサイト (<https://sdpf.ntt.com/>) に定める通りです。

(ii) MECダイレクト接続サービスの提供機能

- ・ 当社はMECダイレクト接続サービスにおいて、以下の機能を提供いたします。
- ・ MECダイレクト接続サービス契約者のSIMグループに所属するAdvanced回線とMECダイレクト接続サービス契約者が指定するコンピュータ（MEC IaaS）との間又は同じSIMグループに属する回線間を接続する機器。
- ・ MECダイレクト接続サービス契約者は、前項に定める機能を利用するときは、Advanced回線契約者及び利用者のプライバシーその他の権利を侵害することのないようにするものとし、Advanced回線契約者又は利用者とは当社との間で、MECダイレクト接続サービス契約者によるMECダイレクト接続サービスの利用に関して問い合わせ、苦情、紛争等が発生したときは、MECダイレクト接続サービス契約者の責任により当該紛争等を処理、解決するものとし、

(iii) サービス仕様の変更

- ・ 当社は、MECダイレクト接続サービスの仕様及び当社のサービスサイト (<https://sdpf.ntt.com/>) の内容について随時変更できるものとし、
- ・ 当社は、MECダイレクト接続サービスの仕様の変更、又は当社のサービスサイト (<https://sdpf.ntt.com/>) の変更に伴う契約者の不利益及び損害について責任を負わないものとし、

Smart Data Platformサービス利用規約_IoT別冊 【現改比較表】 2026年3月25日現在

～2026年3月24日	2026年3月25日～
-------------	-------------

(E) a、b (略)	(E) a、b (略)
c (a)、(b) (略)	c (a)、(b) (略)
<p>(c) 脅威検知機能には、次の提供条件があります。</p> <p>(i) 契約者は、契約者が脅威検知機能に係る遮断機能を利用するときは、通信の遮断により、契約者の通信の利用に不利益が生ずる場合があることについてあらかじめ同意するものとしします。</p> <p>(ii) 脅威検知機能又はアクセス回線が当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)に定める状態となったときは、当社は、すみやかにその脅威検知機能に係るログ等の一部又は全部を削除します。</p> <p>(iii) 当社は、脅威検知機能に係るログ等の削除や欠損があった場合であっても、そのログ等の修復・再生及び補完はしません。</p> <p>(iv) 当社は、脅威検知機能に係る完全性及び可用性を保証するものではなく、検知等ができなかったことによって、契約者に発生した損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。</p> <p>(v) 当社は脅威検知機能の利用に起因する契約者又は第三者の損害について、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。</p> <p>(vi) 契約者は、脅威検知機能が適用されるアクセス回線開通後、実際に脅威検知機能が開始するまでに、設備反映のため、相当の日数を要することにあらかじめ同意するものとしします。</p> <p>(vii) 脅威検知機能には、通信メニューやサービスの組み合わせにより、検知対象外となる経路がある場合があることあらかじめ同意するものとしします。これら条件の詳細は当社のサービスサイト(https://sdpft.ntt.com)に定めるものとしします。</p>	<p>(c) 脅威検知機能には、次の提供条件があります。</p> <p>(i) 契約者は、契約者が脅威検知機能に係る遮断機能を利用するときは、通信の遮断により、契約者の通信の利用に不利益が生ずる場合があることについてあらかじめ同意するものとしします。</p> <p>(ii) 脅威検知機能又はアクセス回線が当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)に定める状態となったときは、当社は、すみやかにその脅威検知機能に係るログ等の一部又は全部を削除します。</p> <p>(iii) 当社は、脅威検知機能に係るログ等の削除や欠損があった場合であっても、そのログ等の修復・再生及び補完はしません。</p> <p>(iv) 当社は、脅威検知機能に係る完全性及び可用性を保証するものではなく、検知等ができなかったことによって、契約者に発生した損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。</p> <p>(v) 当社は脅威検知機能の利用に起因する契約者又は第三者の損害について、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。</p> <p>(vi) 契約者は、脅威検知機能が適用されるアクセス回線開通後、実際に脅威検知機能が開始するまでに、設備反映のため、相当の日数を要することにあらかじめ同意するものとしします。</p> <p><u>(vii) 契約者は、フローコレクター機能の申込み後及び解約後、設備反映のため脅威検知機能が一時停止することあらかじめ同意するものとしします。</u></p> <p><u>(viii) 脅威検知機能には、通信メニューやサービスの組み合わせにより、検知対象外となる経路がある場合があることあらかじめ同意するものとしします。これら条件の詳細は当社のサービスサイト(https://sdpft.ntt.com)に定めるものとしします。</u></p>
(d)～(f) (略)	(d)～(f) (略)
(F) インターネットゲートウェイ (略)	(F) インターネットゲートウェイ (略)
(G) インターコネクト a (略)	(G) インターコネクト a (略)

Smart Data Platformサービス利用規約_IoT別冊 【現改比較表】 2026年3月25日現在

～2026年3月24日	2026年3月25日～
-------------	-------------

<p>b アプリケーション接続 (ICGW)</p> <p>アプリケーション接続 (ICGW) は、IoT端末がクラウドに接続して通信を行う場合における、クラウドが要求するインターフェース仕様に対応させるためのプロトコル変換等の機能又はIoT端末の管理に関する機能等を提供するものであり、アクセスメニュー-Valueのうち、インターネット接続のみご利用いただけます。提供条件は、別紙1に定めるIoT Connect Gatewayの提供条件に準じます。ただし、アプリケーション接続 (ICGW) 特有の事項については以下に定める内容を優先とします。</p> <p>(a) アプリケーション接続 (ICGW) に係るメニュー</p> <p>アプリケーション接続 (ICGW) は「クラウドサービス接続」、「コンフィグマネージャー」及び「仮想コネクション」を提供します。詳細は以下をご参照ください。なお、「クラウドサービス接続」は、付加機能として「フォーマット変換」及び「ミラーリング」を提供しません (申込みは不要)。</p> <p>別紙1 IoT Connect提供条件等 > 2 各メニュー等の提供条件等 > (2) IoT Connect Gateway> A 提供条件 > (B) IoT Connect Gatewayに係るメニュー</p> <p>(b) 申込みの条件</p> <p>アプリケーション接続 (ICGW) における申込みの条件は、IoT Connect Gatewayに準じます。詳細は以下をご参照ください。</p> <p>別紙1 IoT Connect提供条件等 > 2 各メニュー等の提供条件等 > (2) IoT Connect Gateway> A 提供条件 > (C) 申込みの条件 > c a又はbの場合</p>	<p>b アプリケーション接続 (ICGW) <u>(Value専用)</u></p> <p>アプリケーション接続 (ICGW) <u>(Value専用)</u>は、IoT端末がクラウドに接続して通信を行う場合における、クラウドが要求するインターフェース仕様に対応させるためのプロトコル変換等の機能又はIoT端末の管理に関する機能等を提供するものであり、アクセスメニュー-Valueのうち、インターネット接続のみご利用いただけます。提供条件は、別紙1に定めるIoT Connect Gatewayの提供条件に準じます。ただし、アプリケーション接続 (ICGW) <u>(Value専用)</u> 特有の事項については以下に定める内容を優先とします。</p> <p>(a) アプリケーション接続 (ICGW) <u>(Value専用)</u>に係るメニュー</p> <p>アプリケーション接続 (ICGW) <u>(Value専用)</u>は「クラウドサービス接続」、「コンフィグマネージャー」及び「仮想コネクション」を提供します。詳細は以下をご参照ください。なお、「クラウドサービス接続」は、付加機能として「フォーマット変換」及び「ミラーリング」を提供します (申込みは不要)。</p> <p>別紙1 IoT Connect提供条件等 > 2 各メニュー等の提供条件等 > (2) IoT Connect Gateway> A 提供条件 > (B) IoT Connect Gatewayに係るメニュー</p> <p>(b) 申込みの条件</p> <p>アプリケーション接続 (ICGW) <u>(Value専用)</u>における申込みの条件は、IoT Connect Gatewayに準じます。詳細は以下をご参照ください。</p> <p>別紙1 IoT Connect提供条件等 > 2 各メニュー等の提供条件等 > (2) IoT Connect Gateway> A 提供条件 > (C) 申込みの条件 > c a又はbの場合</p> <p>c <u>アプリケーション接続(ICGW)(Advanced専用)</u></p> <p><u>アプリケーション接続 (ICGW) (Advanced専用)は、IoT端末がクラウドに接続して通信を行う場合における、クラウドが要求するインターフェース仕様に対応させるためのプロトコル変換等の機能又はIoT端末の管理に関する機能等を提供するものであり、アクセスメニュー-Advancedのみご利用いただけます。提供条件は、別紙1に定めるIoT Connect Gatewayの提供条件に準じます。ただし、アプリケーション接続(ICGW)(Advanced専用)特有の事項については以下に定める内容を優先とします。</u></p> <p>(a) <u>アプリケーション接続 (ICGW) (Advanced専用)に係るメニュー</u></p> <p><u>アプリケーション接続 (ICGW) (Advanced専用)は「クラウドサービス接続」を提供します。詳細は以下をご参照ください。なお、「クラウドサービス接続」は、付加機能として「フォーマット変換」を提供します (申込みは不要)。</u></p>
--	--

Smart Data Platformサービス利用規約_IoT別冊 【現改比較表】 2026年3月25日現在

~2026年3月24日	2026年3月25日～
-------------	-------------

	<p>別紙1 IoT Connect提供条件等 > 2 各メニュー等の提供条件等 > (2) IoT Connect Gateway> A 提供条件 > (B) IoT Connect Gatewayに係るメニュー</p> <p><u>(b) 申込みの条件</u></p> <p>アプリケーション接続 (ICGW) (Advanced専用)に係る各機能の申込み方法等の詳細については、当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)に定めます。アプリケーション接続 (ICGW) (Advanced専用)の利用に際し、回線あたりの月間の通信量が当社のサービスサイト (https://sdpf.ntt.com/) に定める値を超えることが想定される場合には、アプリケーション接続 (ICGW) (Advanced専用)の申込みの前に、その利用形態や想定通信量等に応じたアプリケーション接続 (ICGW) (Advanced専用)の利用条件について、当社と協議していただきます。</p>
<p>(H) デバイスアクセス</p> <p>a インターネット接続(ICGW)</p> <p>IoT端末へのリモートアクセス機能を提供するものであり、アクセスメニューValueのうち、インターネット接続のみご利用いただけます(申込みは不要)。提供条件は、別紙1に定めるIoT Connect Gatewayの提供条件に係る内容に準じます。ただし、デバイスアクセスインターネット接続(ICGW)特有の事項については以下に定める内容を優先とします。</p> <p>(a) デバイスアクセス</p> <p>インターネット接続(ICGW)における申込みの条件は、IoT Connect Gatewayに準じます。詳細は以下をご参照ください。</p> <p>別紙1 IoT Connect提供条件等 > 2 各メニュー等の提供条件等 > (2) IoT Connect Gateway> A 提供条件 > (C)申込みの条件 >c a又はbの場合</p>	<p>(H) デバイスアクセス</p> <p>a インターネット接続(ICGW) (Value専用)</p> <p>IoT端末へのリモートアクセス機能を提供するものであり、アクセスメニューValueのうち、インターネット接続のみご利用いただけます(申込みは不要)。提供条件は、別紙1に定めるIoT Connect Gatewayの提供条件に係る内容に準じます。ただし、デバイスアクセスインターネット接続(ICGW) (Value専用) 特有の事項については以下に定める内容を優先とします。</p> <p>(a) 申込みの条件</p> <p>インターネット接続(ICGW)(Value専用)における申込みの条件は、IoT Connect Gatewayに準じます。詳細は以下をご参照ください。</p> <p>別紙1 IoT Connect提供条件等 > 2 各メニュー等の提供条件等 > (2) IoT Connect Gateway> A 提供条件 > (C)申込みの条件 >c a又はbの場合</p> <p>b インターネット接続(ICGW) (Advanced専用)</p> <p>IoT端末へのリモートアクセス機能を提供するものであり、アクセスメニューAdvancedのみご利用いただけます。提供条件は、別紙1に定めるIoT Connect Gatewayの提供条件に係る内容に準じます。ただし、インターネット接続(ICGW)(Advanced専用)特有の事項については以下に定める内容を優先とします。</p> <p><u>(a) 申込みの条件</u></p> <p>インターネット接続(ICGW)(Advanced専用)に係る各機能の申込み方法等の詳細については、当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)に定めます。</p>

Smart Data Platformサービス利用規約_IoT別冊 【現改比較表】 2026年3月25日現在

～2026年3月24日

2026年3月25日～

(I) コンピュート(MEC IaaS)

コンピュート(MEC IaaS)は、仮想化技術を用いた共通基盤型（ベストエフォート型）のクラウドサービスで、SDPFサービスが提供するクラウド/サーバー、ネットワーク、モニタリング/監査メニューの一部を提供します。

a メニュー一覧

- ・コンピュート(MEC IaaS)が提供するサービスは当社のサービスサイト（ナレッジセンターにおけるSIGN コンピュート(MEC IaaS)概要ページ）に定める通りとする。
- ・当社のサービスサイトに定められたコンピュート(MEC IaaS)のメニューを総称してコンピュート(MEC IaaS)メニューとする。

b コンピュート(MEC IaaS)メニューの提供条件等

(a) クラウド/サーバーの提供条件等

クラウド/サーバーに関する提供条件は、Smart Data Platformサービス利用規約の別冊(クラウド/サーバー)における第1章 総則～第5章雑則と、別紙1 仮想サーバー、別紙5 ストレージ、別紙6 セキュリティ、別紙7 ミドルウェア/ライセンス、別紙10 バックアップの内容に準じます。

(b) ネットワークの提供条件等

ネットワークに関する提供条件は、Smart Data Platformサービス利用規約の別冊(ネットワーク)における、第1章総則～第4章サービスレベル合意書と、別紙1 相互接続/関連サービス提供条件等における (2)クラウド/サーバー インターネット接続ゲートウェイ、(3)クラウド/サーバー コロケーション接続、(4)クラウド/サーバー テナント間接続、(6)クラウド/サーバー リージョン間接続、別紙2 インターネット/関連サービス提供条件等における(2)DNS、別紙3 クラウド/サーバー ローカルネットワーク提供条件等における(1)ロジカルネットワーク、(2)Managed Load Balancer、別冊4 クラウド/サーバー ネットワークセキュリティ提供条件等の内容に準じます。

なお、「Flexible InterConnect接続ゲートウェイ」のSLAは、Flexible InterConnectサービスのSLAに準じます。

(c) モニタリング/監査の提供条件等

モニタリング/監査に関する提供条件は、Smart Data Platformサービス利用規約の別冊(モニタリング/監査)に準じます。

Smart Data Platformサービス利用規約_IoT別冊 【現改比較表】 2026年3月25日現在

～2026年3月24日

2026年3月25日～

(I) 対応XaaS
a～c (略)

(J) 対応XaaS
a～c (略)

Smart Data Platformサービス利用規約_IoT別冊 【現改比較表】 2026年3月25日現在

～2026年3月24日

2026年3月25日～

d アプレットコンソール

(a) アプレットコンソールは、アプレットSIMに搭載されたSIMアプレットを管理するための(b)に記載の機能を提供します。なお、各機能は契約者が利用する場合に契約者自身で機能を有効にするものとします。

(b) 提供機能

<u>分類</u>	<u>機能</u>	<u>内容</u>
<u>OTA 機能</u>	<u>管理アプレットの管理</u>	<u>アプレット SIM と連携する</u>
	<u>ユーザアプレットの管理</u>	<u>アプレットコンソールと管理してユーザアプレットを置換</u>
<u>Telemetry アプレットに対する機能</u>	<u>可視化</u>	<u>Telemetry アプレットが取</u>
<u>IoT SAFE アプレットに対する機能</u>	<u>クライアント証明書管理</u>	<u>クライアント証明書を発行</u>
	<u>Open VPN サーバ</u>	<u>データ送信先に VPN で接続可能な VPN サーバ</u>

(c) アプレットコンソールの提供条件等

- (i) 1 つのワークスペースにつき、1 つのアプレットコンソールの契約が必要です。
- (ii) 契約者は、アプレットコンソールの利用にあたり、当社が提供する SIM アプレットについて、sim-applet.com 及び同サブドメインに FQDN での到達性を確保した上で利用するものとします。到達性の無い状況のまま利用し、SIM アプレットが動作しない場合について当社は責任を負いません。
- (iii) 当社は、アプレットコンソールで取得する各種データの削除や欠損があった場合であっても、当該データの修復・再生及び補完は行わないものとします。必要なデータは契約者にてバックアップを実施ください。
- (iv) アプレットコンソールの利用に必要な機密情報(アプレットコンソールのログイン情報や、システムからダウンロード可能なIoT機器向けAPIクレデンシャル等を指します)については契約者が厳重に管理するものとします。なお、個々のIoT機器に当該情報を具備させることについて当社は推奨いたしません。
- (v) Open VPNサーバについては、契約者が使用するサーバとのセキュアな接続が簡易に行えるよう提供するものですが、速度、遅延、帯域は保証しません。また、接続先のVPNサーバ(VPN機器、クラウド側のVPN-GW等)の設定およびVPNの確立状況について当社は責任を負いません。

Smart Data Platformサービス利用規約_IoT別冊 【現改比較表】 2026年3月25日現在

~2026年3月24日

2026年3月25日~

(vi) タブレットコンソールをお申込みいただいたにもかかわらず、タブレットSIMの契約を一定期間確認できない場合、当社は契約者に利用状況を確認します。当面の利用意思が無い場合または6ヵ月以上利用意思を確認できない場合等は、当社にてタブレットコンソールを廃止する場合があります。

Smart Data Platformサービス利用規約_IoT別冊 【現改比較表】 2026年3月25日現在

～2026年3月24日

2026年3月25日～

B
(A)
a

(a) docomo business SIGNの利用料金は、共通編料金表第1表（利用料金の適用等）の規定、B（料金算定方法等）に定める算定方法及び当社のサービスサイト（<https://sdpf.ntt.com/>）に掲載するWeb料金表に基づいて適用します。

なお、メニューにおける請求方式は以下の通りです。

大分類	中分類	小分類	請求方式	
コア機能	アクセスメニュー	Value	サービス毎に請求	
	WAN セキュリティ	脅威検知	docomo business SIGNとして請求	
		フローコレクター		
セキュリティヘルプデスク				
拡張機能	インターネットゲートウェイ	プレミアム(FSG)	サービス毎に請求	
		スタンダード(vUTM2)		
	インターコネクト	ネットワーク接続 (FIC)		
		アプリケーション接続 (ICGW)(Value 専用)		
	デバイスアクセス	インターネット接続 (ICGW)(Value 専用)		サービス毎に請求
		インターネット接続 (ICGW) (Advanced 専用)		docomo business SIGNとして請求
	コンピュータ (MEC IaaS)	-		docomo business SIGNとして請求
	対応 XaaS	Things Cloud		サービス毎に請求

B
(A)
a

(a) docomo business SIGNの利用料金は、共通編料金表第1表（利用料金の適用等）の規定、B（料金算定方法等）に定める算定方法及び当社のサービスサイト（<https://sdpf.ntt.com/>）に掲載するWeb料金表に基づいて適用します。

なお、メニューにおける請求方式は以下の通りです。

大分類	中分類	小分類	請求方式	
コア機能	アクセスメニュー	Value	サービス毎に請求	
		Advanced	サービス毎に請求 (MEC ダイレクト接続サービス (vGW) 利用料は docomo business SIGNとして請求)	
	WAN セキュリティ	脅威検知	docomo business SIGNとして請求	
フローコレクター				
セキュリティヘルプデスク				
拡張機能	インターネットゲートウェイ	プレミアム(FSG)	サービス毎に請求	
		スタンダード(vUTM2)		
	インターコネクト	ネットワーク接続 (FIC)		
		アプリケーション接続 (ICGW)(Value 専用)		
	デバイスアクセス	インターネット接続 (ICGW)(Value 専用)		サービス毎に請求
		インターネット接続 (ICGW) (Advanced 専用)		docomo business SIGNとして請求

Smart Data Platformサービス利用規約_IoT別冊 【現改比較表】 2026年3月25日現在

～2026年3月24日

2026年3月25日～

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">接続ア プリ ケーシ ョン</td> <td style="width: 80%; border-bottom: 1px solid black;">SkyWay</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">MAXIV</td> </tr> </table>	接続ア プリ ケーシ ョン	SkyWay		MAXIV	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">コンピュ ート(MEC IaaS)</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">ニ</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">docomo business SIGNとして 請求</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">接続ア プリ ケーシ ョン</td> <td style="text-align: center;">対応 XaaS</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">Things Cloud</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">サービス毎に請求</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">SkyWay</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">MAXIV</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">アプレットコンソール</td> <td></td> </tr> </table>		コンピュ ート(MEC IaaS)	ニ	docomo business SIGNとして 請求	接続ア プリ ケーシ ョン	対応 XaaS	Things Cloud	サービス毎に請求			SkyWay			MAXIV			アプレットコンソール	
接続ア プリ ケーシ ョン	SkyWay																						
	MAXIV																						
	コンピュ ート(MEC IaaS)	ニ	docomo business SIGNとして 請求																				
接続ア プリ ケーシ ョン	対応 XaaS	Things Cloud	サービス毎に請求																				
		SkyWay																					
		MAXIV																					
		アプレットコンソール																					
<p>(b) 当社が設定するdocomo business SIGNの利用料金は、次のとおりとします（コア機能のうちアクセスメニュー、拡張機能及び接続アプリケーションに関する利用料金は、サービス毎に別途発生します。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) セキュリティ基本料（脅威検知の利用料を示します） (ii) フローコレクター利用料 (iii) セキュリティヘルプデスク利用料 	<p>(b) 当社が設定するdocomo business SIGNの利用料金は、次のとおりとします（コア機能のうちアクセスメニュー（ValueおよびAdvancedの回線部分）、拡張機能及び接続アプリケーションに関する利用料金は、サービス毎に別途発生します。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) MECダイレクト接続サービス(vGW)利用料 (ii) セキュリティ基本料（脅威検知の利用料を示します） (iii) フローコレクター利用料 (iv) セキュリティヘルプデスク利用料 (v) アプリケーション接続(ICGW)(Advanced専用) (vi) インターネット接続(ICGW)(Advanced専用) (vii) コンピュート(MEC IaaS) 																						
<p>(c)～(g) (略)</p>	<p>(c)～(g) (略)</p>																						
<p>(B) a Value Valueにおける料金算定方法は、IoT Connect Mobile Type Sの料金算定方法に準じます。詳細は以下をご参照ください。 別冊（ネットワーク）別紙1 IoT Connect提供条件等 > 2 各メニュー等の提供条件等 > (1) IoT Connect Mobile Type S> B 料金算定方法 ただし、Value特有の事項については以下に定める内容を優先とします。 ・IoT Connect Mobile Type Sの料金算定方法（B）について、Valueにおいては、利用料金はdocomo business SIGNのWeb料金表に定める定額利用料を適用します。</p>	<p>(B) a Value Valueにおける料金算定方法は、IoT Connect Mobile Type Sの料金算定方法に準じます。詳細は以下をご参照ください。 別冊（ネットワーク）別紙1 IoT Connect提供条件等 > 2 各メニュー等の提供条件等 > (1) IoT Connect Mobile Type S> B 料金算定方法 ただし、Value特有の事項については以下に定める内容を優先とします。 ・IoT Connect Mobile Type Sの料金算定方法（B）について、Valueにおいては、利用料金はdocomo business SIGNのWeb料金表に定める定額利用料を適用します。 ・当社は、付加機能であるアプレットSIM機能の初期費用、工事費及び月額料金を当社のサービスサイト（https://sdpf.ntt.com/）に定めるところによります。</p>																						

Smart Data Platformサービス利用規約_IoT別冊 【現改比較表】 2026年3月25日現在

～2026年3月24日

2026年3月25日～

	<p><u>b Advanced</u></p> <p><u>(a) Advancedについて</u> <u>Advancedのご利用料金は、契約者とドコモ間における契約内容に従います。</u></p> <p><u>(b) MECダイレクト接続サービスについて</u> <u>・ MECダイレクト接続サービスの利用にあたっては、月額費用としてMECダイレクト接続サービス利用料と、初期費用としてMECダイレクト接続工事費が必要です。</u> <u>・ MECダイレクト接続サービスの利用料及びMECダイレクト接続工事費用は、当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)に定める通りとします。</u> <u>・ MECダイレクト接続サービスの利用料について、契約者はあらかじめ次について同意するものとします。</u> <u>・本サービスは申込を行った同じ月中に解約することはできないこと。解約した場合、サービスが停止しかつ1カ月のMECダイレクト接続サービス利用料が発生すること。</u> <u>・本サービスの料金算定に用いられるvGW数は、月初時点のものが用いられ、月途中でvGW数を減らす変更をされた場合も、変更後のvGW数ではなく月初時点のvGW数によって算定が行われること。</u> <u>・ MECダイレクト接続工事費用は、MECダイレクト接続サービスの契約毎に発生すること。</u></p>
(C)、(D) (略)	(C)、(D) (略)
(E) a (略)	(E) a (略)

Smart Data Platformサービス利用規約_IoT別冊 【現改比較表】 2026年3月25日現在

～2026年3月24日

2026年3月25日～

b アプリケーション接続 (ICGW)

- (a) アプリケーション接続 (ICGW) に係る利用料金は、docomo business SIGNのお客様契約番号ごとにアプリケーション接続 (ICGW) に係る料金の額に合算して適用します。
- (b) アプリケーション接続 (ICGW) に係る利用料金の額の算出は、別段の定めがない限り、次によります。(以下略)
- (c) 利用料金に係る通信量等 (通信量その他アプリケーション接続 (ICGW) の利用度合いを示す指標をいいます。以下、この(c)において同じとします。) の測定は、次によります。
 - (i) ～(iv) (略)
 - (v) 契約者に係るアプリケーション接続 (ICGW) について契約者以外の第三者が利用して行う通信及び当該アプリケーション接続 (ICGW) の利用に関してハードウェア又はソフトウェアが自動的・自律的に行う通信についても、測定の対象とします。
 - (vi) (略)
- (d) アプリケーション接続 (ICGW) においては、工事費を適用しません。

b アプリケーション接続 (ICGW)

- (a) アプリケーション接続 (ICGW) (Value専用) に係る利用料金は、docomo business SIGNのお客様契約番号ごとにアプリケーション接続 (ICGW) に係る料金の額に合算して適用します。
- (b) アプリケーション接続 (ICGW) に係る利用料金の額の算出は、別段の定めがない限り、次によります。(以下略)
- (c) 利用料金に係る通信量等 (通信量その他アプリケーション接続 (ICGW) (Value専用) の利用度合いを示す指標をいいます。以下、この(c)において同じとします。) の測定は、次によります。
 - (i) ～(iv) (略)
 - (v) 契約者に係るアプリケーション接続 (ICGW) (Value専用) について契約者以外の第三者が利用して行う通信及び当該アプリケーション接続 (ICGW) (Value専用) の利用に関してハードウェア又はソフトウェアが自動的・自律的に行う通信についても、測定の対象とします。
 - (vi) (略)
- (d) アプリケーション接続 (ICGW) (Value専用) においては、工事費を適用しません。

c アプリケーション接続 (ICGW) (Advanced専用)

アプリケーション接続 (ICGW) (Advanced専用)に係る利用料金は、docomo business SIGNの契約者が契約しているテナント毎にアプリケーション接続 (ICGW) (Advanced専用)に係る料金の額が算出されます。各契約の料金は全テナントの金額が合計されます。各テナントの料金はテナント内の月初に契約している開通済みの回線数を用いて算出します。なお、デバイスアクセスのインターネット接続(ICGW)(Advanced専用)と料金は共通です。本機能の申込でデバイスアクセスのインターネット接続(ICGW)(Advanced専用)も利用できます。

Smart Data Platformサービス利用規約_IoT別冊 【現改比較表】 2026年3月25日現在

～2026年3月24日

2026年3月25日～

(F) デバイスアクセス

- a デバイスアクセスに係る利用料金は、docomo business SIGNのお客様契約番号ごとにアプリケーション接続 ((ICGW)に係る料金の額に合算して適用します。
- b デバイスアクセスに係る利用料金の額の算出は、別段の定めがない限り、次によります。
 - (a) 1の料金月において本別紙に掲げる算定方法及びWeb料金表に基づき算出します。
 - (b) デバイスアクセスについては、契約者がテナント単位で選択した料金プラン等に基づき、次のIoT回線数(仮想コネクションを利用するIoT回線を除きます。)に応じて算出します。なお、いずれの場合においても、実際にデバイスアクセスを利用したか否かにかかわらず算出します。
 - (i) そのテナントにおける月間の予約IoT回線数(その料金月においてアクセス設定を行ったことがあるIoT回線を対象とします。)
 - (ii) そのテナントに帰属する月間の最大IoT回線数(その料金月においてそのSIMカードのプロファイルステータスが利用中、中断又は休止のいずれかとなったことがあるIoT回線を対象とします。)
 - (iii) そのテナントにおける月間の特定IoT回線数(その料金月においてデバイスアクセスに関する特定の利用形態の設定を行ったことがあるIoT回線を対象とします。)
- c 利用料金に係る通信量等(通信量その他デバイスアクセスの利用度合いを示す指標をいいます。以下、このcにおいて同じとします。)の測定は、次によります。
 - (a) 当社の測定機器において測定した通信量等(単位はWeb料金表に定めるものとします。)とします。
 - (b) 通信量は、送信及び受信の双方を対象とします。
 - (c) 通信量は、当社によるプロトコルの変換等の機能が非適用の状態にある通信を対象とします。
 - (d) 通信量等データは一定時間ごとに取得するものとし、当月初日の最初の取得から当月末日の最後の取得までにおいて取得した通信量等データにおける値を合算して当月の通信量等とします。
 - (e) 契約者に係るデバイスアクセスについて契約者以外の第三者が利用して行う通信及び当該デバイスアクセスの利用に関係してハードウェア又はソフトウェアが自動的・自律的に行う通信についても、測定の対象とします。
 - (f) 当社が料金の課金・請求用の測定機器とは異なる測定機器によりトラフィックレポート等

(F) デバイスアクセス

- a インターネット接続(ICGW) (Value専用)
- (a) インターネット接続(ICGW) (Value専用)に係る利用料金は、docomo business SIGNのお客様契約番号ごとにインターネット接続 ((ICGW) (Value専用))に係る料金の額に合算して適用します。
 - (b) インターネット接続(ICGW) (Value専用)に係る利用料金の額の算出は、別段の定めがない限り、次によります。
 - (i) 1の料金月において本別紙に掲げる算定方法及びWeb料金表に基づき算出します。
 - (ii) インターネット接続(ICGW) (Value専用)については、契約者がテナント単位で選択した料金プラン等に基づき、次のIoT回線数(仮想コネクションを利用するIoT回線を除きます。)に応じて算出します。なお、いずれの場合においても、実際にインターネット接続(ICGW) (Value専用)を利用したか否かにかかわらず算出します。
 - ア そのテナントにおける月間の予約IoT回線数(その料金月においてアクセス設定を行ったことがあるIoT回線を対象とします。)
 - イ そのテナントに帰属する月間の最大IoT回線数(その料金月においてそのSIMカードのプロファイルステータスが利用中、中断又は休止のいずれかとなったことがあるIoT回線を対象とします。)
 - ウ そのテナントにおける月間の特定IoT回線数(その料金月においてデバイスアクセスに関する特定の利用形態の設定を行ったことがあるIoT回線を対象とします。)
- (c) 利用料金に係る通信量等(通信量その他インターネット接続(ICGW) (Value専用)の利用度合いを示す指標をいいます。以下、この(c)において同じとします。)の測定は、次によります。
 - (i) 当社の測定機器において測定した通信量等(単位はWeb料金表に定めるものとします。)とします。
 - (ii) 通信量は、送信及び受信の双方を対象とします。
 - (iii) 通信量は、当社によるプロトコルの変換等の機能が非適用の状態にある通信を対象とします。
 - (iv) 通信量等データは一定時間ごとに取得するものとし、当月初日の最初の取得から当月末日の最後の取得までにおいて取得した通信量等データにおける値を合算して当月の通信量等とします。

Smart Data Platformサービス利用規約_IoT別冊 【現改比較表】 2026年3月25日現在

～2026年3月24日	2026年3月25日～
<p>の提供を行う場合において、その表示値が課金・請求用の測定機器による値と異なるときは、課金・請求用の測定機器による値を用いて利用料金を算出します。</p> <p>d デバイスアクセスにおいては、工事費を適用しません。</p>	<p><u>(v) 契約者に係るインターネット接続(ICGW) (Value専用)</u> について契約者以外の第三者が利用して行う通信及び当該インターネット接続(ICGW) (Value専用) の利用に関係してハードウェア又はソフトウェアが自動的・自律的に行う通信についても、測定の対象とします。</p> <p><u>(vi) 当社が料金の課金・請求用の測定機器とは異なる測定機器によりトラフィックレポート等の提供を行う場合において、その表示値が課金・請求用の測定機器による値と異なるときは、課金・請求用の測定機器による値を用いて利用料金を算出します。</u></p> <p><u>(d) インターネット接続(ICGW) (Value専用)</u> においては、工事費を適用しません。</p>
	<p><u>b インターネット接続(ICGW) (Advanced専用)</u></p> <p><u>インターネット接続 (ICGW) (Advanced専用) に係る利用料金は、docomo business SIGNの契約者が契約しているテナント毎にインターネット接続 (ICGW) (Advanced専用) に係る料金の額が算出されます。各契約の料金は全テナントの金額が合計されます。</u></p> <p><u>各テナントの料金はテナント内の月初に契約している開通済みの回線数を用いて算出します。</u></p> <p><u>なお、インターコネクのアプリケーション接続(ICGW)(Advanced専用)と料金は共通です。</u></p> <p><u>アプリケーション接続 (ICGW) (Advanced専用)の申込で本機能も利用できます。</u></p>

Smart Data Platformサービス利用規約_IoT別冊 【現改比較表】 2026年3月25日現在

～2026年3月24日

2026年3月25日～

	<p><u>(G) コンピュート(MEC IaaS)</u></p> <p><u>a クラウド/サーバー</u> クラウド/サーバーに関する利用料金は、Smart Data Platformサービス利用規約の別冊(クラウド/サーバー)における第1章 総則～第5章雑則と、別紙1 仮想サーバー、別紙5 ストレージ、別紙6 セキュリティ、別紙7 ミドルウェア/ライセンス、別紙10 バックアップの内容に準じます。</p> <p><u>b ネットワーク</u> ネットワークに関する利用料金は、Smart Data Platformサービス利用規約の別冊(ネットワーク)における、第1章総則～第4章サービスレベル合意書と、別紙1 相互接続/関連サービス提供条件等における (2)クラウド/サーバー インターネット接続ゲートウェイ、(3)クラウド/サーバー コロケーション接続、(4)クラウド/サーバー テナント間接続、(6)クラウド/サーバー リージョン間接続、別紙2 インターネット/関連サービス提供条件等における (2)DNS、別紙3 クラウド/サーバー ローカルネットワーク提供条件等における(1)ロジカルネットワーク、(2)Managed Load Balancer、別冊4 クラウド/サーバー ネットワークセキュリティ提供条件等の内容に準じます。 なお、「Flexible InterConnect接続ゲートウェイ」に関しては、料金は発生しません。</p> <p><u>c モニタリング/監査</u> モニタリング/監査に関する利用料金は、Smart Data Platformサービス利用規約の別冊 (モニタリング/監査) に準じます。</p>
<p>(G) 対応XaaS</p> <p>a Things Cloud Things Cloudの料金算定方法は、別紙2 IoTプラットフォーム提供条件の(1) Things Cloud B 料金算定方法の内容に基づきます。</p> <p>b SkyWay SkyWayの料金算定方法は、SkyWayサービス利用規約に基づきます。</p> <p>c MAXIV MAXIVの料金算定方法はすり合わせの上、個別に、成立した契約に基づきます。</p>	<p><u>(H) 対応XaaS</u></p> <p>a Things Cloud Things Cloudの料金算定方法は、別紙2 IoTプラットフォーム提供条件の(1) Things Cloud B 料金算定方法の内容に基づきます。</p> <p>b SkyWay SkyWayの料金算定方法は、SkyWayサービス利用規約に基づきます。</p> <p>c MAXIV MAXIVの料金算定方法は別途成立した契約に基づきます。</p> <p><u>d アプレットコンソール</u> アプレットコンソールの初期費用、工事費及び月額料金は当社のサービスサイト (https://sdpf.ntt.com/) に定めるところによります。</p>

Smart Data Platformサービス利用規約_IoT別冊 【現改比較表】 2026年3月25日現在

～2026年3月24日

2026年3月25日～

別添1 [Business Source License 1.1](#)

[Docomo business SIGN アプレットコンソール IoT SAFE Client提供条件の説明補足文書として新規作成](#)

別添1 セキュリティヘルプデスク (略)

別添2 セキュリティヘルプデスク (略)